



厚生労働省福島労働局発表
平成29年3月3日
3月7日交付式終了後解禁

担
当

福島労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等推進監理官 針生 達矢
厚生労働事務官 後藤 典
TEL 024-536-4609

くるみん認定 下記事業場に通知書の交付式を行います。

株式会社 メディカ

初認定



(郡山市・小売業) (代表取締役 平井 浩二)

- 1 福島労働局(局長 島浦 幸夫)は、このたび、**従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業(子育てサポート企業)**として次世代育成支援対策推進法に基づき、株式会社メディカ(代表取締役 平井 浩二)を**新たにくるみんマーク認定**しました。(認定企業の取組については資料1、認定制度については資料2参照)
- 2 認定企業に対する通知書交付式は、下記により行います。
- 3 今回の認定により、当局管内のくるみん認定企業数は、プラチナくるみん認定1社、くるみん認定30社(延べ36社)となりました。(これまでの県内認定企業等については資料3参照)

○日 時：平成29年3月7日(火)11:00~

○場 所：福島合同庁舎3階共用会議室(福島市霞町1-46)

※交付式の写真撮影、認定企業への事前取材・交付式後の取材は可能です。(会場に直接お越し下さい。)

くるみん認定とは

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たして申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

(添付資料)

- 資料1 認定企業の取組
- 資料2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定について、基準適合一般事業主認定基準
- 資料3 福島県内の認定取得企業(子育てサポート企業)一覧
- 資料4 子育てサポート企業事例集
- 資料5 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう!!!

● 男性の育児休業取得促進、休業後の職場復帰をしやすい取組みを行い、仕事と家庭の両立を実現。



株式会社 メディカ (郡山市)

- 代表者：代表取締役 平井 浩二 ■ 事業内容：小売業（調剤薬局）
- 労働者数：32人（男性 3人、女性 29人）

● 計画期間

平成27年1月1日～平成28年12月31日

● 計画期間において育児休業をした労働者数

男性育児休業者 1名
女性育児休業者 2名

● 行動計画の目標達成状況

- (1) 男性の育児休業の取得を促進するため社内規程の周知を行った結果、男性社員1名が育児休業を取得した。
- (2) 育児のための短時間勤務制度について、小学校就学前までの子を育てる社員が利用できるよう規程の整備を行った。
- (3) 育児休業中に社員が復帰しやすくするため休業中の社員に社内報「フジ」を作成し、随時情報提供を行った。

● 目標以外の取組内容

年次有給休暇の取得促進のために、平成27年度より6月を取得奨励月とした。

<事業所からのコメント>

当社は全体の90%を女性社員が占めています。子育て世代が多く、また結婚や出産を機に退職する社員もいたことから、優秀な人材の確保と定着を目的に女性の働きやすい職場環境の整備に取り組みました。

既存の制度の見直しと周知を行ったことにより、子どもが1歳になるまで育児休業を取得する社員は100%になりました。さらに育児のための短時間勤務制度の対象年齢を小学校就学前まで拡充したことにより、大半の社員が復帰後にこの制度を利用して仕事と家庭の両立を実現しています。

育児休業中の社員に向けた社内報は、社内の動きや出来事の情報を提供することで休んでいた社員が出来るだけスムーズに復帰できるように配慮しました。

また当社では男性社員が少ないため、男性社員にかかる負担も増えているのではないかと考え、男性社員についても女性社員と同じように仕事と家庭の両立を実現してもらおうと、子どもが生まれる男性社員に育児休業の取得を勧めました。その結果、1名の男性社員が育児休業を取得しました。

今回このようにくるみん認定が取得出来たのは、この制度を利用して子育てをしている社員のためにサポートをしてくれている社員の協力があったことだと思います。今後もお互いに協力し合える風土づくりと、すべての社員が働きやすい職場環境の整備を行っていきたいと思います。

<育児休業を取得した男性社員からのコメント>

2年前、7日間育児休業を取らせて頂きました。

男性も取得可能なことは知っていましたが、育児休業というと女性のための制度というイメージが強く、自分が取得できるとは思っていませんでした。

これも上司や同僚の理解があったことで可能になったので、とても感謝しております。7日間と短い期間でしたが育児の負担が多少なりとも軽くなったと妻も喜んでおりました。

(取材連絡先・担当者： 024-925-0978 総務課 伊藤 桂)

■ 認定と認定取得による効果

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主は労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう雇用環境を整備し、次世代育成支援対策を実施するための「一般事業主行動計画」を策定し、一般への公表、従業員への周知を行い、都道府県労働局長に届け出ることとされています。

事業主は、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成するなど、一定の基準（※基準適合一般事業主認定基準）を満たした場合は、都道府県労働局長の認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマークの認定）を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品、広告、求人広告などに表示し、「子育てサポート企業」であることを対外的にアピールすることができます。その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

基準適合一般事業主認定基準（くるみん認定）

- 1 適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- 2 **計画期間が2年以上5年以下**であること。
- 3 行動計画に**定めた目標を達成**したこと。
- 4 行動計画について、**公表及び従業員への周知**を適切に行っていること。
- 5 計画期間内に**男性の育児休業等取得者が1人以上**いること。※1
- 6 計画期間内に**女性の育児休業等取得率が70%以上**であること。※2
- 7 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- 8 次のいずれかの措置を実施していること。
 - ① 所定外労働削減
 - ② 年次有給休暇の取得の促進
 - ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

※1 従業員300人以下の企業は、子の看護休暇、育児短時間勤務制度の男性利用者がいる場合等も含まれます。

※2 平成27年3月31日までに開始した行動計画については70%以上となりますが、平成27年4月1日以降開始した行動計画については75%以上であることが必要です。

基準適合一般事業主認定基準（プラチナくるみん認定）

- 1～4 上記くるみん認定基準1～4と同様。
- 5 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。※1
 - （1）計画期間内に**男性の育児休業等取得率が13%以上**であること。
 - （2）計画期間内に**男性のうち、育児休業等を取得した者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が合わせて30%以上且つ育児休業等取得者が1人以上**いること。
- 6～7 上記くるみん認定基準6～7と同様。
- 8 次の（1）と（2）のいずれも満たしていること。
 - （1）次の①～③のすべての措置を実施しており且つ①または②のうちいずれか一方について数値目標を設定し達成したこと。
 - ① 所定外労働削減の措置
 - ② 年次有給休暇取得促進の措置
 - ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件整備の措置
 - （2）次の①または②のいずれかを満たしていること。
 - ① 計画期間終了日の属する事業年度において、**平均週労働時間が60時間以上の従業員の割合が5%以下**であること。
 - ② 計画期間終了日の属する事業年度において、**平均月時間外労働時間が80時間以上の従業員が1人もいない**こと。
- 9 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。※2
 - （1）計画期間内に**子を出産した女性のうち、子の1歳の誕生日まで継続して在職している者の割合が90%以上**であること。
 - （2）計画期間の開始日から終了日の1年間までの間に、**子を出産した女性および子を出産する予定であったが退職した女性の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が55%以上**であること。
- 10 育児休業等をし、または育児を行う女性従業員が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成支援の取組にかかる計画を策定し、実施していること。

※1 従業員300人以下の企業は、子の看護休暇、育児短時間勤務制度の男性利用者がいる場合等も含まれます。

※2 従業員300人以下の企業は、9の基準を満たさなかった場合でも、計画期間の開始日から終了日の1年前までの期間と、その開始前の期間（最長3年間）を合わせて計算した結果、9を満たした場合は基準を満たします。

福島県内の認定取得企業（プラチナくるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（平成29年3月7日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社	会津若松市	製造業	平成27年度

福島県内の認定取得企業（くるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（平成29年3月7日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成20年度（1回目）
2 株式会社沖データシステムズ	福島市	サービス業	平成20年度（1回目）
3 株式会社東邦銀行	福島市	金融業	平成21年度（1回目）
4 藤田建設工業株式会社	棚倉町	建設業	平成21年度（1回目）
5 株式会社ニラク	郡山市	娯楽業	平成22年度（1回目）
6 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成22年度（1回目）
7 田中建設株式会社	双葉町	建設業	平成22年度（1回目）
8 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成24年度（2回目）
9 医療法人社団三成会	須賀川市	医療業	平成24年度（1回目）
10 株式会社ニラク	郡山市	娯楽業	平成24年度（2回目）
11 社会福祉法人太田福祉記念会	郡山市	福祉業	平成24年度（1回目）
12 小野建設株式会社	相馬市	建設業	平成25年度（1回目）
13 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成25年度（2回目）
14 公益財団法人磐城済世会	いわき市	医療業	平成25年度（1回目）
15 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社	会津若松市	製造業	平成25年度（1回目）
16 社会福祉法人いわき福音協会	いわき市	福祉業	平成25年度（1回目）
17 医療法人辰星会	二本松市	医療業	平成25年度（1回目）
18 株式会社ヨシハラ	本宮市	製造業	平成25年度（1回目）
19 株式会社東邦銀行	福島市	金融業	平成26年度（2回目）
20 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成26年度（3回目）
21 若松ガス株式会社	会津若松市	ガス供給業	平成26年度（1回目）
22 北関東空調工業株式会社	いわき市	建設業	平成27年度（1回目）
23 株式会社ニノテック	郡山市	卸売業	平成27年度（1回目）
24 株式会社ハニーズ	いわき市	小売業	平成27年度（1回目）
25 アルパインマニュファクチャリング株式会社	いわき市	製造業	平成27年度（1回目）
26 社団医療法人養生会かしま病院	いわき市	医療業	平成27年度（1回目）
27 一般財団法人 太田綜合病院	郡山市	医療業	平成27年度（1回目）
28 一般財団法人 大原綜合病院	福島市	医療業	平成27年度（1回目）
29 株式会社 ヨークベニマル	郡山市	小売業	平成27年度（1回目）

■福島県の認定企業一覧（平成29年3月7日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
30 株式会社 ニラク	郡山市	娯楽業	平成28年度（3回目）
31 社会福祉法人 南町保育会	会津若松市	児童福祉事業	平成28年度（1回目）
32 医療法人 平心会	須賀川市	医療業	平成28年度（1回目）
33 日本精測 株式会社	会津若松市	サービス業	平成28年度（1回目）
34 株式会社 二嘉組	郡山市	建設業	平成28年度（1回目）
35 アルパイン技研 株式会社	いわき市	サービス業	平成28年度（1回目）
36 ☆株式会社 メディカ	郡山市	小売業	平成28年度（1回目）

■認定企業数（平成28年12月末日現在）

都道府県	福島県	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	全国
プラチナくるみ マーク認定企業数	1	1	1	1	0	1	108
くるみマーク 認定企業数	29	18	28	28	20	32	2,634
一般事業主行動計画 策定届届出状況 (うち努力義務)	856 (261)	632 (174)	707 (253)	929 (165)	575 (260)	602 (147)	68,433 (22,246)

※次世代法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出は、従業員数101人以上規模の企業に義務付けられており、100人以下規模の企業は努力義務。

■参考 認定企業の県内分布図（★は今回新たに認定となった企業）



くるみ認定企業 ● 30社



プラチナくるみ認定企業 ● 1社

